

基政発 0809 第 1 号  
基監発 0809 第 1 号  
国自貨第 4 2 号  
令和元年 8 月 9 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿  
各運輸局自動車交通部長等 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長  
厚生労働省労働基準局監督課長  
国土交通省自動車局貨物課長  
(公印省略)

令和元年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」  
の実施事項について

平成 27 年度から中央及び各都道府県に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」(各都道府県に設置している協議会を「地方協議会」という。以下同じ。)では、平成 28 年度から平成 29 年度までの 2 か年にわたりパイロット事業(実証実験)を実施し、荷待ち時間や荷役作業の削減等の取組を行い、これにより得られた成果を活用して「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を策定した。また、平成 30 年度には、「コンサルティング事業」を実施し、パイロット事業の結果等から新たに把握された課題の改善や、これまでの取組のさらなる深掘りに取り組んだ。

一方で、本省レベルでは、平成 30 年度から、荷待ち時間が特に長い輸送分野(加工食品、建設資材、紙・パルプ。以下「対象輸送分野」という。)について、それぞれの分野ごとにサプライチェーン全体における効率化及びトラックドライバーの労働時間の改善を図るため、関係荷主、トラック運送事業者、学識経験者等から構成される懇談会を開催している。各懇談会では、平成 30 年度は主に課題の洗い出しや解決の方向性のイメージの共有等を行ったところ(※)であり、今年度は、平成 30 年度の各懇談会での議論を踏まえて具体的な解決策を見出していくこととしている。

※ 対象輸送分野の懇談会における検討事項

加工食品	<a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000036.html">http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000036.html</a>
建設資材	<a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000042.html">http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000042.html</a>
紙・パルプ	
(洋紙・板紙部門)	<a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000038.html">http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000038.html</a>
(家庭紙部門)	<a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000039.html">http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000039.html</a>

対象輸送分野において本省レベルで洗い出した課題の発生箇所やその解決のための施策等については、各地方レベルにおいても各地方の実情を踏まえながら普及・展開していくことが重要である。

については、今年度の地方協議会の重点実施事項として、対象輸送分野における課題の整理や改善策の検討等を進めるとともに、実態のさらなる把握・分析のための調査や、課題解決に資する試験的な取組を「アドバンス事業」として実施することとするので、了知の上、必要な検討・対応を進められたい。

また、そのほかに地方協議会で実施することが望ましいと考える事項として、長時間労働改善に向けて関係省庁と連携した取組についても併せて通知するので、必要な対応をされたい。

## 記

### 1 対象輸送分野ごとの懇談会での検討内容の展開について

- (1) 本省レベルで開催している対象輸送分野ごとの懇談会における検討内容（以下「本省懇談会検討内容」という。）について、各地方協議会において周知を図るとともに、各地方（各都道府県）における課題の整理、課題に対する改善策の活用等について検討すること。

なお、運輸局単位で複数の協議会を合同開催して検討することや、協議会とは別に懇談会等を設置して検討すること等も可能とする。

- (2) 各地方協議会事務局（運輸支局、都道府県労働局及び都道府県トラック協会をいう。以下同じ。）は、(1)の課題の整理及び課題に対する改善策の活用等の検討に当たって、対象輸送分野の中から一つ以上検討するテーマを選定することとし、管轄する地方運輸局に報告すること。

各地方運輸局貨物課は本通達の発出日から3週間以内に各地方協議会で検討するテーマを取りまとめた上で、自動車局貨物課まで報告すること。

ただし、下記のアドバンス事業の実施を希望する地方協議会においては、選定するテーマはアドバンス事業の内容と関連するものとするよう留意すること。

なお、複数の協議会を合同開催する場合や懇談会を設置する場合は、合同開催する協議会や懇談会の事務局にてテーマを選定することとする。

- (3) 各地方協議会（複数の協議会を合同開催する場合や懇談会を設置する場合は、合同開催する協議会や懇談会）においては、下記のアドバンス事業を実施するかどうかにかかわらず、(1)の取組を行うこと。

このうち、本省懇談会検討内容の周知に当たっては、(2)で選定したテーマに限らず、全ての対象輸送分野における本省懇談会検討内容について、地方協議会の構成員への周知を行うほか、荷主や運送事業者の業界団体等に対して当該団体の会員企業への周知を依頼すること。

また、(2)で選定したテーマに係る課題の整理及び課題に対する改善策の活用等の検討に当たっては、選定したテーマの本省懇談会検討内容だけでなく、選定しなかったテーマの本省懇談会検討内容も参考として検討を行うこと。

## 2 アドバンス事業の事業内容等について

- (1) アドバンス事業は、全国で 10 事業程度の実施を想定しており、対象輸送分野におけるサプライチェーンに関係する発・着荷主、元請運送事業者及び下請運送事業者等、当該事業の実施に必要な関係者で構成する集団を対象として選定し、外部委託によるコンサルティングを受けながら実施する。

なお、集団の選定に当たっては、特に、着荷主について、可能な限り対象集団に参画させるものとする。

- (2) 対象集団を構成する事業者及びコンサルティング業務を受託する事業者（以下「受託業者」という。）は連携を密にして、問題点の把握や改善方法の検討・提案等を行うものとし、受託業者が改善策を提示する際には、当該改善策の費用対効果の見込みについても提示することで、荷主と運送事業者との費用負担面の協働や労務負担の適正化等を促すものとする。
- (3) いずれかの対象輸送分野における事業の実施を基本とするが、その他の分野における事業を実施することも可能とする。その場合は事前に自動車局貨物課に相談すること。
- (4) アドバンス事業は、国土交通省の予算により実施する。

## 3 アドバンス事業の対象集団の選定について

- (1) アドバンス事業の実施を希望する地方協議会事務局は、アドバンス事業の実施規模（全国で 10 事業程度の実施を想定）を踏まえつつ、アドバンス事業の実施を希望する集団、実施地域、実施内容、実施希望時期、実施に必要な費用の概算額を 9 月 5 日（木）までに把握し、管轄する地方運輸局に報告するものとする。当該報告を受けた地方運輸局は、9 月 9 日（月）までに自動車局貨物課に報告するものとする。

なお、実施希望集団を把握する際には、取組内容について、たとえば、下記①～③の要件を考慮することが考えられる。

- ① これまでの調査等が行われていない又は調査は行われているがさらなる深掘りが必要であると考えられるサプライチェーンにおける課題の洗い出し（発生箇所やその内容、発生頻度等）と詳細かつ定量的な分析を行うもの
  - ② 対象集団において現在取り組まれている又は今後取り組んでいきたいと考えている先進的な取組で、アドバンス事業として取り上げることで当該取組を広げていくことが、対象輸送分野の課題解決に資すると期待されるもの
  - ③ その他、地方協議会の個別の事情に応じ、アドバンス事業を実施することが適切であると考えられるもの
- (2) 全国の地方運輸局からの報告を受けた自動車局貨物課は、9 月 12 日（木）までに地方運輸局に対して(3)の手順に移行することの可否について回答するもの

とする。なお、予算や対象輸送分野間の事業の偏り等を考慮した上で、所要の調整を依頼する場合がある。

- (3) (2)を受けた地方運輸局からの連絡を受け、アドバンス事業の実施を希望する地方協議会事務局は、これまでの取組(パイロット事業、コンサルティング事業、地方協議会での議論等)や平成30年度の対象輸送分野ごとの懇談会での議論を踏まえて取組内容を精査し、その上で、アドバンス事業として実施することに適した取組を実施しようとする者を対象集団として、地方協議会に諮った上で、9月26日(木)までに決定すること。

なお、アドバンス事業の取組内容は、地方協議会で共有し、公表する予定であることについて、参画する各事業者の了解を必ず得ること。なお、公表に当たっては、事業者名については匿名でも差し支えない。

- (4) 各地方運輸局は、管轄するブロック内の地方協議会の決定をとりまとめ、9月30日(月)までに自動車局貨物課まで報告すること。

#### 4 アドバンス事業と地方協議会の関係について

アドバンス事業を実施する地方協議会は、対象集団に対して、トラック運転者の長時間労働の改善に向けて各事業者の積極的な取組が行われるよう必要な助言等を行うこと。

また、受託業者と地方協議会事務局の連絡窓口は、運輸支局とする。

受託業者との契約は令和元年度の単年度を予定していることから、地方協議会においては、令和元年度末までに改善の効果を測定できるよう事業の進捗状況にも留意すること。

#### 5 トラック運送事業者に対する労働時間等説明会について

今年度から、トラック運送事業者に対する改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知や理解の促進に向け、労働時間等説明会を労働基準監督署において開催することとしており、説明会の内容や進め方等について、地方協議会の場を活用して必要な意見交換を行うこと。なお、意見交換については都道府県労働局が主体となって行うこととする。

#### 6 「ホワイト物流」推進運動について

「ホワイト物流」推進運動については、国土交通省・経済産業省・農林水産省連名での上場企業等の代表者あて要請文書の発出(本年3月下旬)や、各地方運輸局等による各都道府県における地方説明会の実施等により、これまで様々な企業から賛同いただいているところであるが、本運動をさらに推進し、より多くの企業に本運動へ参画いただけるよう、地方協議会の場においても、積極的な周知及び参画の呼びかけを行うこと。また、国土交通省が「『ホワイト物流』推進運動ポータルサイト」(<https://white-logistics-movement.jp/>)を開設していることについて引き続き周知を行うこと。

## 7 荷主及びトラック運送事業者を対象とした周知セミナーについて

今年度、厚生労働省労働基準局労働条件政策課において、委託事業として「令和元年度トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業」を実施しており、当該事業の中で、荷主及びトラック運送事業者を対象として、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」等の周知セミナーを全50回（47都道府県で各1回以上）開催することとしている。

当該事業に関して都道府県労働局及び各地方運輸局が実施する事項については、厚生労働省本省及び国土交通省本省からそれぞれ指示するところによるが、地方協議会の場においても周知セミナーについて積極的な周知及び参加の呼びかけを行うこと。

また、各都道府県における周知セミナーの冒頭において地方協議会の委員からの挨拶を行うことを予定しており（荷主団体又は荷主企業の委員による挨拶、トラック運送事業者団体又はトラック運送事業者の委員による挨拶）、委員に対して都道府県労働局から挨拶を依頼する予定となっている。各地方協議会において、荷主団体又は荷主企業の委員、トラック運送事業者団体又はトラック運送事業者の委員を複数名選任している場合は、挨拶を依頼する委員について、地方協議会事務局で調整を行うこと。

## 8 その他の取組について

これまでも地方協議会を通じて普及・定着を図ってきた「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」のほか、平成30年12月に公布された貨物自動車運送事業法の改正内容（本年7月1日から一部施行）や、本年5月に公布された貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正内容（本年6月15日から施行）、適正運賃・料金收受のための標準貨物自動車運送約款の改正内容（平成29年11月4日から施行）等について、荷主等に対する更なる周知を図ること。

## 9 地方協議会の体制について

地方協議会においては次年度以降も引き続き長時間労働の改善等に取り組むことを予定しているが、輸送品目ごとの課題解決に向けた実効性のある検討を進めるため、現在参加していない関係省庁の地方支分部局や業界団体等の関係者に広く地方協議会への参加を打診するなど、必要な体制の確保について検討すること。